

標準運送約款等の一部を改正する告示案について

1. 背景

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、外国人配偶者をもつ場合など、戸籍に国籍を記載する場合において、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、国籍に代えて、当該地域を戸籍に記載することとされたところ、国土交通省が単独で所管する省令で、申請書等において「国籍」の記載を求めているもの等について、上記と同様の措置を講じるため、所要の改正を行う予定である。

こうした状況を踏まえ、海事局が所管する告示についても、「国籍」の記載を求めているもの等について、上記と同等の措置を講じるため、所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- 別紙に掲げる告示の条項や様式中に規定されている「国籍」を、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する「国籍等」に改める。
 - ※ 「国籍等」とは、①国籍の属する国 or ②出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。②の地域について具体的には、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 1 条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められている。
 - ※ OCR に用いる申請書の記載方法に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 660 号）別表第 5 及び別表第 8 については、上記の地域を追加する改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和 8 年 8 月

(別紙)

改正告示一覧表

	告示名	条項又は様式
1	標準運送約款 (昭和 61 年運輸省告示第 252 号)	・ 第 20 条
2	OCR に用いる申請書の記載方法に関する告示 (平成 15 年国土交通省告示第 660 号)	・ 第 3 号様式 ・ 第 5 号様式 ・ 第 15 号様式 ・ 第 18 号様式 ・ 第 21 号様式 ・ 第 22 号様式 ・ 第 25 号様式 ・ 別表第 5 ・ 別表第 8
3	特定警備実施要領 (平成 25 年国土交通省告示第 1162 号)	・ 第 5 条第 1 項第 1 号